

秋田地方最低賃金審議会  
秋田県最低賃金専門部会

議 事 録

令和7年度 第3回

令和7年8月19日(火)開催

1 日 時 令和7年8月19日(火) 13時31分～15時24分

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出 席 者

公益委員 3名中3名出席

臼木智昭 嵯峨 宏 松本和人

労働者委員 3名中3名出席

後藤正文 曾我章生 新関直人

使用者委員 3名中3名出席

小野秀人 境田未希 時田祐司

[事務局] 秋田労働局

山口労働基準部長 佐藤賃金室長 佐藤賃金室長補佐

我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金の金額審議について

(2) その他

5 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第3回「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行は臼木部会長にお願いいたします。

○臼木部会長

本日もお忙しい中、皆様お集まりいただきありがとうございます。

本日の審議に入ります前に、ご報告をさせていただきたいと思います。これは公式な表明がされたり、オフィシャルにどこかに出ていたわけではないですが、フェイスブックとインスタグラムを拝見していたところ、8月15日だと思いますが、秋田県の鈴木知事と赤澤経済再生賃金向上担当大臣がオンラインで会談したというものがフェイスブックでアップされておりました。

オフィシャルで出ているかと思って探しましたが、私自身は見つけれませんでしたので、後ほど、鈴木知事のフェイスブックやInstagramでご覧いただければ確認できると思いますが、ご報告しておこうと思います。

鈴木知事によると、大臣からは、「国では最低賃金額の近傍で働く労働者が安心して日常生活を送ることができるように、その一層の引き上げが必要であると考えていること、そして、それについてのご理解とご協力をお願いしたい。」との話が鈴木知事にあったそうです。

知事からは、「最低賃金額の大幅な引き上げは特に、中小事業者の負担が大きいので、県においても支援策を考えていること、国の支援についても柔軟な制度としてできる限り早期の提示をお願いしたい。」と伝えたそうです。いろいろ途中ありますが、鈴木知事個人のご意見としては、「目安額を大きく超える引き上げに期待しております。」というコメントが出ておりました。以上がご報告になります。

この件については、県の担当者に確認したわけではございませんし、県のリリースがあったということは確認できておりませんので、あくまで、皆様方への情報提供及び情報共有という形でご理解いただければと思っております。

それでは、本日審議する議題に入ります。第2回の専門部会に引き続きまして、議題1「秋田県最低賃金の金額審議について」、議題2「その他」となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

#### ○佐藤賃金室長

それでは私の方から、8月18日現在の他局の審議決定状況について簡単にご説明させていただきます。Aランクでは6都府県中、大阪、愛知を除く4都県で決定しており、千葉が目安プラス1円でほかは目安どおりの決定となっています。

Bランクは28道府県中、15道県で決定しており、引き上げが大きいところでは、島根が目安プラス8円、石川が目安プラス7円、茨城、福井が目安プラス6円となっており、9道県が1円から2円のプラス。目安どおりは2県となっています。

Cランクは13県中1県のみ。鳥取ですが目安プラス9円で決定しております。以上です。

#### ○臼木部会長

ありがとうございました。

#### ○我妻賃金指導官

私から、お手元に配布しております参考資料集について説明させていただきます。

目次を見ていただきたいのですが、資料番号2 秋田県内経済情勢報告について最新の資料を配布させていただきましたのでファイルに閉じていただければと思います。

なお、ファイルをお預かりしている委員の皆様の参考資料ファイルには最新のものを閉じております。

今回発表された、秋田県内経済情勢報告 令和7年7月判断ですが、1ページの総論の総括判断においては、県内経済は緩やかに持ち直しつつあるとなっております。こちらは、前回の令和7年4月判断と同様となっております。

続きまして、資料の準備が間に合いませんでしたが、資料番号16 秋田県企業倒産状況です。こちらについては、東京商工リサーチ秋田支店から、今月の初めに令和7年7月の状況が発表されております。秋田県内の倒産件数は3件となっていました。こちらについては、次回の専門部会が開催された場合、その場で資料として皆様に配布させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○臼木部会長

ありがとうございました。ただ今、ご説明いただいた内容につきまして、ご質問やご確認などございますか。

特にないようですので、それでは、議題1「秋田県最低賃金の金額審議について」ですが、本日も、前回に引き続いて金額審議となります。

2回の審議を終え、新たな金額提示までは至らずに前回終了しております。本日は、是非、結審に向けた審議ができればと考えておりますので、皆様方のご理解、ご協力よろしくお願いします。

つきましては、本日の審議の進め方ですが、いかがいたしましょうか。前回までは、労使で議論していただき、内容の確認や情報の共有、相互の考え方の理解などを図っていただきましたが、第2回の後半では公益代表委員とそれぞれの代表委員との会議という形でいったんは終了しておりました。本日はこういった形で進めたらよろしいでしょうか。

○小野委員

確認させていただきたい点がございますので、簡単ではありますが、最初に労働者側と協議させてください。

○臼木部会長

それでは、労使で確認されたいということですので、場所は大丈夫ですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○臼木部会長

労使でご議論いただき、それが終わりましたら、公労・公使という形で進めたいと思います。労使会議が終わりましたらいったん戻りますか。

○佐藤賃金室長

そのまま、公労・公使会議を開催してはいかがでしょうか。

○臼木部会長

それでは、続けて行います。どちらが先にというのはございますか。

労働者側からでよろしいでしょうか。

○労働者委員

はい。

○臼木部会長

それでは、労使会議が終了次第、公労で会議を進めさせていただきます。

これからの個別会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項により「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、非公開といたします。

事務局からご案内いただき、労使の皆様、別室で協議をよろしくお願いいたします。

○佐藤賃金室長

前回と同じ、合同庁舎4階秋田労働局会議室を準備しておりますのでそちらへ移動をお願いします。傍聴されている皆様は隣の第1会議室で待機をお願いいたします。

【 労使会議・公労会議・公使会議 別紙「議事要旨」 】

○臼木部会長

皆様、大変お待たせいたしました。それでは、審議を再開します。

本日は、労使会議で情報の確認や考え方共有を経まして、公労・公使で審議を行いました。

た。労使双方の皆様からご意見を伺ってまいりました。本日まで3回にわたって金額審議を重ねたところですが、結論から申し上げますと、残念ながら本日は労使の合意をみるに至りませんでした。

公益委員としても、出来る限り全会一致での結審を望んでいるところでありますので、第4回の専門部会を開催して、皆様のご協力のもと、全会一致に向けた審議を尽くしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木部会長

それでは、ご異議なしとのことですので、第4回専門部会を開催して審議を継続することとします。事務局から今後の審議日程について説明してください。

○佐藤賃金室長

今後の審議日程については、本日の専門部会において労使合意に至らず、専門部会での金額審議を継続することとなりましたので、本日この後行われる本審におきましては、特定最低賃金の必要性の有無の諮問のみを行うことといたします。本専門部会からの報告、答申等はなしということになります。

なお、第4回専門部会は、8月25日月曜日、午後1時30分から、ここ第二会議室にて開催いたします。開催通知につきましては、後日郵送させていただきます。委員の皆様には、日程確保にご協力くださいますようお願いいたします。

○臼木部会長

ただいま、事務局からご説明があったとおり、第4回専門部会は8月25日月曜日、午後1時30分から開催することとします。25日には是非とも結審したいと思います。結審した場合は、本審も開催することになりますので、各委員にはさらなるご理解、ご協力、ご尽力を重ねてお願いしたいと思います。

みなさんからほかに何かありませんか。

特にないようですので、本日は、これで閉会します。